

令和元年度各務原市職員採用試験要綱

技能労務職

この試験は、令和2年4月の採用候補者を決定するために行うものです。

今まで培った技術や経験を活かし、各務原市の「しあわせを実感できるまちづくり」に積極的に取り組む意欲ある方の申込みを待っています。

1 試験区分・採用予定人員・受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
技能労務職	若干人	昭和55年4月2日以降に生まれた方	上水道に関わるもの

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ウ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 受付期間

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階北側） 〒504-8555 各務原市那加味桜町1丁目69番地
申込方法	<p>所定の申込書及び受験票にボールペン（消えるペンは不可）で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 窓口で持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。 2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留又は書留にて送付ください。 ※郵送で申し込む場合は、受験票返送のため、82円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒（長形3号）を必ず同封すること
受付期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口受付の場合 8月13日(火)～8月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日及び日曜日は閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。) 2 郵送受付の場合 8月13日(火)～8月29日(木) 必着 (8月30日以降に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)
備考	<p>※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。</p> <p>※受験に際しての提出書類は返却しません。</p>

3 試験の日時・場所

試験	試験区分	試験科目	日時 (予定)	試験会場
第1次	技能労務職	基礎能力試験 適性検査	9月22日(日)	各務原市産業文化センター (変更になる場合があります)
第2次	技能労務職	面接	10月下旬	各務原市産業文化センター

※試験中の携帯電話、スマートフォン等通信機器の使用は禁止します（試験中は電源を切ってください。）。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※試験会場の敷地内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。

4 試験の方法・内容

試験	試験区分	試験科目	時間	内容
第1次	技能労務職	基礎能力試験	1時間10分	実務の基礎能力を判断する試験
		適性検査	1時間	公務員としての適性を判断する検査
第2次	技能労務職	面接試験	面接による人物・性格などの総合判断	

5 合格発表

試験	発表時期 (予定)	発表場所
第1次	10月上旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。合格者のみ郵送で通知します。
第2次	11月中旬	

6 採用の方法

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。

7 待遇

- ① 初任給（平成31年4月1日現在）は、150,380円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給要件に応じて支給されます。
- ④ 勤務時間は1日につき7時間45分、原則として週38時間45分です。（勤務先により、異なる場合があります。）

8 その他

台風・地震など非常時のお知らせ、急な変更、試験当日の注意事項等がある場合には、各務原市採用ホームページでお知らせしますので、確認してください。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/bosyuu/index.html>

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階北側）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450《直通》

（058）383-1111《代表》 内線 2236、2238

★各務原市役所ウェブサイト <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/> から
申込書などを取り出すことができます。